

平成 12 年 12 月 27 日
環 境 局 長 決 定
改 正 平 27.4.1
改 正 平 28.10.1
改 正 平 30.1.1
改 正 令 3.4.1

美緑花重点スポット美化活動助成要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、美緑花神戸まちづくり活動の発展を図り、美しい魅力あふれるまちの実現をめざすことを目的として、不特定多数の人が往来する公共的な場所において住民団体が実施する美化活動について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定める。

2 当該助成金の交付にかかる手続きについては、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成 28 年 3 月 24 日市長決定）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象となる活動)

第 2 条 助成の対象となる活動は、市が重点スポットとして設定した駅前・バス停周辺等不特定多数の人が往来する公共的な場所におけるたばこの吸殻や空き缶等の散乱ごみの回収、落ち葉や枯草等の除去その他のまちの美化に関する活動とする。

(対象となる団体)

第 3 条 助成の対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する市内の自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会その他の地域住民団体等とする。

- (1) 構成世帯又は構成員の数が概ね 20 世帯又は 20 人以上の団体であること
- (2) 原則として年 4 回以上の美化活動を実施すること
- (3) 次条の規定により、区の登録を受けた団体であること

(団体の登録)

第 4 条 助成を受けようとする団体は、美緑花重点スポット美化活動団体登録申請書（様式 1）を区長に提出しなければならない。ただし、前年度に引き続き当該助成を受けようとするときは申請を省略できる。

2 当該団体に変更があった場合は、美緑花重点スポット美化活動団体登録変更書（様式 2）によりその内容をただちに区長に届け出なければならない。

3 当該団体が解散した場合、美緑花重点スポット美化活動団体登録廃止届出書（様式 3）を区長に提出しなければならない。

(助成の内容)

第 5 条 区長は、第 3 条に定める団体に対して、申請に基づき原則として助成金を交付する。

2 助成金の額は、当該年度の美化活動参加延べ人数及び当該年度の美化活動実施回数を基準として別表で定める。

(助成の上限)

第 6 条 助成金の額は、前条に定める額を上限として、予算の範囲内で定める。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、区長が定める申請期限までに、美緑花重点スポット美化活動助成金交付申請書(様式4)を区長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 区長は、前条の申請に基づきその内容を審査して助成金の交付を決定し、その結果を美緑花重点スポット美化活動助成金交付決定通知書(様式5)により、当該団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の通知を受けた団体は、美緑花重点スポット美化活動助成金交付請求書(様式6)を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は、速やかに当該団体に対し、助成金の交付を行うものとする。

(報告)

第10条 当該団体は、活動終了後速やかに、美緑花重点スポット美化活動結果報告書(様式7)を区長に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第11条 区長は、前条の規定に基づく報告の内容を審査し、第8条により交付の決定をした額を上限として、助成金交付額を確定し、その結果を美緑花重点スポット美化活動助成交付額確定通知書(様式8)により、当該団体に通知するものとする。

2 美化活動参加延べ人数・美化活動実施回数が当初の予定を下回る場合は、実施状況に応じて助成金額を減額するものとする。

3 区長は、確定した助成金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、第1項の規定による通知を省略することができる。

(助成の決定の取消又は変更)

第12条 助成を決定した団体が次の各号の一に該当するときは、区長は助成の決定を取り消し又は変更することができる。

- (1) 団体が解散したとき又は美化活動を休止したとき
- (2) 助成の条件に違反したとき
- (3) 不正手段をもって助成を受けたとき

2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定による取り消し又は変更をしたときは、団体に対し、速やかに、その旨を文書により通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 区長は、助成金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 区長は、第11条第1項の規定により助成金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定した額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

(助成金の使途, 団体の経理等)

第 14 条 第 9 条により交付を受けた助成金の使途は, 次に掲げるものとする。

(1) 美緑花重点スポット美化活動の活動に要する経費

(2) 当該団体が実施する美化活動以外の公益的な活動に要する経費(ただし, 他の公的な補助金等助成の対象となっている経費は除く。)

2 助成金の交付を受けた団体は, 助成金の使途及び経理を明確にしておかなければならない。

3 区長は, 必要と認めるときは, 助成金の交付を受けた団体に対し, 助成金の使途及び経理について報告を求めることができる。

(細 目)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な細目は, 環境局長が定める。

附 則

この要綱は, 平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条関係）

美化活動参加延べ人数	助成金の額
20～100名	助成金 5,000円
101～500名	助成金 10,000円
501～1000名	助成金 15,000円
1001～2000名	助成金 20,000円
2001～3000名	助成金 25,000円
3001～名	助成金 30,000円

別表2（第5条関係）

美化活動実施回数	助成金の額
4～11回	助成金 3,000円
12～23回	助成金 6,000円
24～47回	助成金 9,000円
48～95回	助成金 12,000円
96～回	助成金 15,000円

助成金額は、別表1及び別表2で算出した金額の合計金額とする。